# 5.無電柱化を推進する施策

## 5.1 都市計画道路・主要生活道路等

都市計画道路や主要生活道路の新設・拡幅予定路線においては、原則、道路整備工事と同時に電線共同溝方式による無電柱化を実施することにより、コスト削減と工期短縮を図ります。

また、事業中の都市計画道路等と完成済みの都市計画道路等が接続する場合、 完成済みの都市計画道路等で無電柱化が未完了の場合、事業中の道路と併せて、 未完了部分の無電柱化を行うことによって、連続性を確保するよう検討します。

## 5.2 無電柱化の3つの目的に資する既存道路

3 つの目的である「防災・安全・景観」の観点から必要性の高い区間について重点的に整備を進めます。

道路幅員が狭い既存道路での無電柱化については、新たな政策や新技術について積極的に情報を収集し、電線管理者や関連メーカーなどと連携して、新技術の導入に向けて取り組むことにより、低コストでコンパクトな構造の検討を行ない、整備手法の確立を図ることと共に、地域特性に応じた整備手法を検討します。

選定したモデル路線で無電柱化整備に取組み、技術的知見や地元調整のノウハウを蓄積することで、モデル路線以外の既存道路における無電柱化整備への拡大を図ります。

## 5.3 面的整備事業等により整備する道路

民間開発や住宅団地の建替え、市街地整備事業の実施など、面的整備事業等の機会を捉えて無電柱化を促進するとともに、事業者と調整することで、事業区域に続く周辺区道についても整備可能な道路は同時施工による無電柱化を検討し、無電柱化の面的整備拡大を図ります。

### (1)都市開発諸制度等により促進する無電柱化

都は、都市開発諸制度()において開発区域内の道路の無電柱化を義務付けるとともに、開発区域外の道路の無電柱化も公共的な貢献として評価し、容積率の割り増しを行うこととしています。

区としても事業者に対し、開発区域外の道路の積極的な無電柱化を促すとともに、区が自ら事業を実施することも検討し、民間開発の機会を捉えた周辺道路の無電柱化を推進します。

都市開発諸制度… 公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、 容積率などを緩和する制度であり、都市計画法に基づく再開発等促進 区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づ く総合設計の4制度の総称。

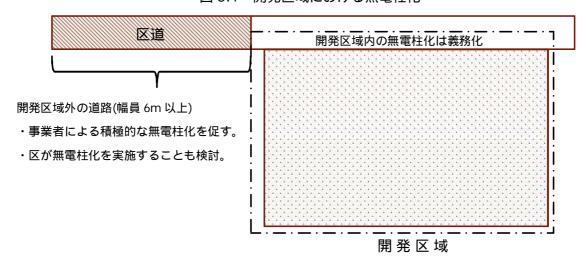


図 5.1 開発区域における無電柱化

### (2)市街地整備等の機会を捉えた無電柱化

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業においては、区域内の 幹線道路(区道以外)に留まらず、区域外の幹線道路及び区域内外の区道につ いても無電柱化を促進するよう施行者と調整していきます。また、より小規模 な範囲で事業を行う場合も、補助制度を活用しながら積極的に区域内外の区道 の無電柱化を促進するよう施行者に要請していきます。

# 6.無電柱化を推進するために必要な事項

## 6.1 国や都の支援制度の活用

無電柱化事業には多額の費用がかかることから、国では自治体に対し、社会資本整備総合交付金制度による財政支援を行なっています。また、都では、平成 20 年度から区市町村が実施する無電柱化事業に対する財政支援を行うとともに、実物大モデルを活用した技術研修会を開催するなど技術支援を行っています。区では、こうした国や都の交付金、補助金や技術支援を積極的に活用しています。

区市町村道の無電柱化を一層促進するため、都が平成 29 年度から創設した「無電柱化チャレンジ支援事業制度」(図 6.1-1 及び図 6.1-2 参照)では、推進計画の策定やコスト縮減に向けて浅層埋設等の低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して、新たな財政支援・技術支援策を拡充しています。

さらに、無電柱化チャレンジ路線の事業化検討を行う際に、区市町村が設置する 技術検討会に都の職員が参加し、技術的な支援も行っています。

こうしたことから、区は、従来の社会資本整備総合交付金とともに、これら都の制度を有効に活用し、積極的に事業に取り組みます。

図 6.1-1 都「無電柱化チャレンジ支援事業制度」(都の資料より抜粋)

「無電柱化チャレンジ支援事業制度」の創設(平成29年4月1日より施行)

補助対象:推進計画の策定、チャレンジ路線の検討、チャレンジ事業

補助期間:平成30年度までに業務着手し、チャレンジ事業の認定を受けた場合、

事業完了まで事業費を補助する。

#### 無電柱化チャレンジ路線(補助対象)

- ・現道で無電柱化事業の整備実績がない区市町村
- ・原則、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない区間があるなど地上機器を設置する ことが困難な路線



新たな取組みに「チャレンジ」する路線

#### 図 6.1-2 都「無電柱化チャレンジ支援事業制度」

(都の資料より抜粋 国費率等について一部改変)

#### 財政支援

事業化に向けた検討に要する費用や支障移設や本体構築等の工事に要する費用に対して補助します。

事業名	補助内容	補助率
無電柱化推進計画等 の策定	無電柱化推進計画や無電柱化基本方針を策定するのに必要な 基礎調査に係る費用を補助 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針の策定に係る費用を補 助	都費100%
無電柱化チャレンジ路線の検討	無電柱化チャレンジ路線の選定に係る調査費を補助 無電柱化チャレンジ路線の事業化に向けた技術検討(調査・ 設計)に係る費用を補助 技術検討会・地元協議会の運営補助及び地元合意形成に係る 費用を補助	都費100%
無電柱化チャレンジ事業	無電柱化チャレンジ路線の事業実施に係る費用を補助(測量設計費、移設補償費、工事費) 地上機器設置に伴う用地取得に係る費用(用地費)を補助(国と個別協議が必要)	国費50%、都費50% (測量設計費は 都費100%)

#### 技術支援

無電柱化チャレンジ路線の取組み内容

浅層埋設や都の新技術等の低コスト手法を導入した検討

民有地や公共用地を活用した地上機器設置箇所の検討

#### 技術検討会

- ・区市町村が無電柱化チャレンジ路線における技術的課題について電線管理者等の関係事業者 と検討する会議
- ・ 都がオブザーバーとして参加し、国や都の低コスト化に向けた取組み等の情報を提供

# 6.2 新技術の導入

国は、平成 29 年 8 月に発表された「無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめ」において、多様な整備手法の活用や低コスト手法(浅層埋設や小型 BOX 方式など)の普及拡大等について提言しています。また、都は、電線管理者等と協力して無電柱化関連機器のコンパクト化や低コスト化に関する新技術を検討しています。これらの新技術については、モデル路線において積極的に導入することにより新技術の一般化を図っていきます。

## 6.3 既存ストックの活用

既存ストックの活用とは、道路管理者が電線管理者から管路やマンホール等の既 存施設の譲渡を受け、一部改造を加えた上で、電線共同溝として活用する手法です。

既存ストックを有効に活用することにより、既設の管路を移設し新たな電線共同 溝を構築するよりもコスト縮減と工期の短縮が可能となります。従って、既設の地 中管路等が輻輳している路線では、積極的に既存ストックの活用を検討します。

## 6.4 区民の理解と関心の向上

### (1)無電柱化事業のPR

無電柱化を推進していくためには、区民の理解と関心を深めることが重要です。 そのため、広報や啓発活動の充実を図り、広く区民に無電柱化の意義や効果 をPRしていきます。

### (2)住民への説明

無電柱化事業を円滑に進めるためには、地元住民との合意形成に向けた取組みを段階的に進めていくことが重要です。

そのため、事業化に際しては、地元町会・自治会、商店街をはじめとする地元の方々に対して地域の街づくりの方向性を念頭に、事業の必要性と効果を十分に説明し、事業着手にあたっては、事業内容の説明を行います。また、沿道の方々への、事業に関するチラシ配布や、現地での工事広報看板の設置などを行い、事業内容を広く周知していきます。さらに、工事中においては長期的な対応になることから、各種問い合わせへの対応なども丁寧に実施していきます。

### 参考【住民の理解と協力を得て無電柱化を実現した先進事例(京都市中京区先斗町通)】 概要

- ・先斗町は京都の五花街の一つで、お茶屋や飲食店などの伝統的建造物が建ち並び、「界わい景 観整備地区」に指定されている。
- ・地域住民主体の「先斗町まちづくり協議会」を中心として、地域の方々の御協力を得て新たな 手法を取り入れ無電柱化を検討している。

#### 経緯

H26~ 京都市と先斗町街づくり協議会で無電柱化の検討。

H27.12 京都市で、地上機器設置への御協力方と調印式を実施。

#### 特徴

- ・先斗町方式(小型 BOX 方式)による低コスト化の検討。
- ・特殊部の小型化と地上機器の美装化。
- ・特殊部の小型化と地上機器の改良。
- ・民地への地上機器設置。

#### イメージ写真





無電柱化



完成イメージ

出典:京都市ホームページ

http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000177/177916/pontochou.pdf

# 6.5 無電柱化整備における事業委託の検討

これまで以上に無電柱化事業の拡大と加速化を図るため、電線管理者の既存スト ックを活用する場合の電線管理者への事業委託や、事業量の増加に対応する場合に 電線共同溝の整備実績を有する団体への事業委託を積極的に検討します。

世田谷区無電柱化推進計画 (令和元年度~令和10年度) (2019年度~2028年度)

令和元年(2019年)6月 発行

編集・発行:世田谷区 土木部 土木計画課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

TEL 03-5432-2367 FAX 03-5432-3026